

危険予防の方法

- 1 別紙図面のとおり、消費場所から半径〇〇〇m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の進入防止を図る。
- 2 別紙図面のとおり、見張人〇〇名を配置する。
- 3 〇〇消防団の消防ポンプ車を現場に配置し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意する。
- 4 煙火の消費中は、別紙図面のとおり、関係道路A～D、B～C間の一時通行止を行う。
- 5 地元消防署、警察署等関係機関と十分協議し、安全の確保に努める。
- 6 観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合等、危険が予想されるときは、消費を一時中止する。
- 7 筒を立てる場合は、筒を立てる位置の地面又は床面（船上等）の状態に注意し、平らな面であることを確認して筒を立てる。
- 8 筒は上下2カ所をしばって固定するか筒立器を利用して安定させる。
- 9 直接点火の場合、点火者の災害防止のため打揚筒と点火者の間に防護材（畳床、個人用防護フェンス等）を使用する。
- 10 打揚煙火と仕掛煙火との間が20mとれない所は仕掛煙火をシートで覆う。
- 11 その他（上記1～10以外に実態に即応した危険予防の方法について具体的且つ詳細に記載する。また、点火方法が電気点火の場合はその旨記載する。）

注 1 できるだけ具体的詳細に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。